

## 決 定 要 旨

被 審 人(住所)東京都中央区日本橋箱崎町 20 番 14 号日本橋巴ビル

(名称)株式会社 リミックスポイント

上記被審人に対する平成 22 年度（判）第 6 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 150 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 9 月 10 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 22 年 7 月 9 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

**(参考)「審判手続開始決定書」の引用部分**

- (別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実  
金融商品取引法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都中央区日本橋箱崎町20番14号日本橋巴ビルに本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出したものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成19年 12月27日	第5期事業年度中間会計期間に係る半期報告書	平成19年4月1日 ～平成19年9月30日 の中間会計期間	中間 損益計算書	中間純損益が ▲237百万円であるところを ▲138百万円と 記載	貸倒引当金の 過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

- 法令の適用

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法(以下「旧金融商品取引法」という。)第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の5第1項

- 課徴金の計算の基礎

旧金融商品取引法第172条の2第2項の規定により、被審人の第5期事業年度中間会計期間に係る半期報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(71,137円)

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円となる。